

中泊町農業委員会会議録

令和7年1月17日

中泊町農業委員会

令和7年中泊町農業委員会1月定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月17日(金) 13時30分～

2. 開催場所 委員会室1

3. 出席委員(15人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	葛西 誠		
委 員	1番	大川 勝仁	2番	藤田 次男
	3番	青山 邦榮	4番	佐々木 清英
	5番	澤田 健吾	6番	瓜田 益子
	7番	三上 孝	8番	小野 美恵子
	9番	外崎 満幸	10番	松田 耕司
	11番	佐藤 正樹	12番	工藤 正太
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員(人)

委 員				
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 【報告】

報告第30号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第31号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第32号 農地法第3条許可取消願について

報告第33号 農地移動あっせん委員会の結果について

【議案】

議案第32号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第33号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第34号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明(農業経営)について

議案第35号 令和7年度農作業労賃等標準額について

第4 協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 古川 幹人

次 長 古川 優

係 長 打越 賢一

主 幹 谷 伊久弥

7. 会議の概要

事務局
(次長)

ただいまから、令和7年中泊町農業委員会1月定例総会を開会いたします。
本日の出席委員数は15名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を松坂会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長
(会長)

【会長挨拶】

◎日程第1 会期の決定について

議長
(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

◎日程第2 議事録署名委員の指名について

議長
(会長)

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。
中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、9番外崎委員、10番松田委員にお願いいたします。

なお、本日の会議の書記には、事務局職員の古川次長、打越係長を指名いたします。以上で日程第2を終わります。

◎日程第3 報告・議案について

議長
(会長)

次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第30号

事務局
(打越)

3ページをお開きください。

報告第30号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。令和7年1月17日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の合意解約は、6件ございました。
内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第30号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第31号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第31号

事務局
(次長)

16ページをお開きください。
報告第31号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」農地法第3条の3第1項の規定による届出（農地の相続等の届出）について、別紙のとおり報告する。令和7年1月17日提出 中泊町農業委員会会長。

12月の相続等の届出は6件ございました。詳しい内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第31号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第32号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第32号

事務局
(次長)

18ページをお開きください。
報告第32号「農地法第3条許可取消願について」農地法第3条の取消願について、別紙のとおり報告する。令和7年1月17日提出 中泊町農業委員会会長。

農地法第3条の取消願が1件ございました。詳しい内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第32号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第33号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第33号

事務局
(打越)

21ページをお開きください。
報告第33号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会（令和6年12月実施分）の結果について、別紙のとおり報告する。令和7年1月17日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。12月分の農地移動あっせん申し出は5件ございました。内容については、申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第33号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎議案第32号

議長
(会長)

議案第32号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(次長)

24ページをお開きください。議案第32号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求め。令和7年1月17日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(会長)

それでは、議案第32号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

澤田委員

議席5番、澤田です。それでは報告いたします。去る1月6日、私と事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が4件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
(次長)

次のページをご覧ください。
受付番号40番は、田茂木字若宮の田1筆、面積は3964㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われま。

受付番号41番は、深郷田字甘木の畑2筆、面積は1,411㎡の贈与です。譲受人は、譲渡人同様にそ菜を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われま。

受付番号42番は、中里字平山の畑1筆、面積は183㎡の売買です。譲受人は、そ菜を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われま。

26ページをご覧ください。
受付番号43番は、今泉字藤の森の田4筆、畑1筆、面積は25,264㎡の親子間贈与です。譲受人は、譲渡人同様に米及びそ菜を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われま。

以上、受付番号40番から受付番号43番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第32号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第32号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第33号

議長
(会長)

次に議案第33号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(打越)

29ページをお開きください。

議案第33号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和7年1月17日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。令和7年1月9日付け中農政第251号で、中泊町長から当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

(所有件移転)

事務局
(打越)

32ページから34ページをご覧ください。所有件移転についての申請内容は7件で、内訳は公益社団法人あおもり農業支援センターの売渡が2件、買入が5件となっています。

32ページをご覧ください。

受付番号30番は、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は、高根字小金石地内2筆の田、面積は5,680㎡です。売買価格は170万4千円です。対価の支払い期限は1月23日を予定しております。

受付番号31番もあおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は、田茂木字若宮地内1筆の田、面積は4,874㎡です。売買価格は121万9千円です。対価の支払い期限は1月30日を予定しております。

受付番号32番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、八幡字盛山地内2筆、大沢内字住吉地内1筆、計3筆の田、面積は12,103㎡です。売買価格は459万9千円です。対価の支払い期限は1月31日を予定しております。

33ページをご覧ください。

受付番号33番もあおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮地内3筆の田、面積は14,160㎡です。売買価格は396万5千円です。対価の支払い期限は1月31日を予定しております。

受付番号34番もあおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、薄市字花持地内4筆の田、面積は3,181㎡です。売買価格は73万2千円です。対価の支払い期限は1月31日を予定しております。

34ページをご覧ください。

受付番号35番もあおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、宮野沢字蛭沢地内3筆の田、面積は6,388㎡です。売買価格は50万円です。対価の支払い期限は1月31日を予定しております。

受付番号36番もあおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、宮川字種取地内1筆の田、面積は3,510㎡です。売買価格は110万円です。対価の支払い期限は1月31日を予定しております。

所有件移転については以上です。

(利用権設定)

事務局
(打越)

50ページから63ページをご覧ください。

今月の利用権設定は、受付番号105番から127番の23件です。内訳は再設定が5件、新規が18件となっております。

受付番号105から109番は再設定となりますので詳しくは資料をご覧ください。

52ページから53ページをご覧ください。
受付番号110番は、新規の設定で高根地内13筆の田、面積は15,000㎡、親子間の使用貸借です。期間は5年です。

53ページをご覧ください。
受付番号111番も新規の設定で高根地内2筆の田、面積は372㎡の賃貸借です。期間は5年で水利費、工事費は借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

53ページ、54ページをご覧ください。
受付番号112番も新規の設定で田茂木地内4筆、高根地内5筆、計9筆の田、面積は20,296㎡の賃貸借です。期間は5年で水利費、工事費は借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

54ページをご覧ください。
受付番号113番も新規の設定で薄市地内3筆の田、面積は4,351㎡の賃貸借です。期間は10年で水利費、工事費は借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

55ページをご覧ください。
受付番号114番も新規の設定で今泉地内1筆の田、面積は3,986㎡の賃貸借です。期間は7年で水利費、工事費は無し。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号115番も新規の設定で尾別地内1筆、高根地内4筆、計5筆の田、面積は5,454㎡の賃貸借です。期間は5年で水利費、工事費は借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

56ページをご覧ください。
受付番号116番も新規の設定で高根地内3筆の田、面積は6,899㎡の賃貸借です。期間は5年で水利費、工事費は借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

56ページ、57ページをご覧ください。
受付番号117番も新規の設定で尾別地内9筆、高根地内2筆、計11筆の田、面積は33,321㎡の賃貸借です。期間は2年で水利費、工事費は借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号118番も新規の設定で尾別地内2筆の田、面積は12,143㎡の賃貸借です。期間は5年で水利費、工事費は地主負担。賃借料は10aあたり米3俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

57ページ、58ページをご覧ください。

受付番号119番も新規の設定で大沢内地内2筆、富野地内5筆、尾別地内2筆、計9筆の田、面積は21,542㎡の賃貸借です。期間は5年で水利費、工事費は地主負担。賃借料は10aあたり米3俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

58ページ、59ページをご覧ください。

受付番号120番も新規の設定で豊岡地内8筆の田、面積は27,318㎡の使用貸借です。期間は20年です。

受付番号121番も新規の設定で大沢内地内3筆の田、面積は9,273㎡の賃貸借です。期間は10年で水利費、工事費は地主負担。賃借料は10aあたり米2俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

60ページをお開きください。

受付番号122番も新規の設定で大沢内地内2筆の田、面積は7,104㎡の賃貸借です。期間は10年で水利費、工事費は地主負担。賃借料は10aあたり米3俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号123番も新規の設定で大沢内地内1筆の田、面積は2,909㎡の賃貸借です。期間10年で水利費、工事費は借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

60ページ、61ページをご覧ください。

受付番号124番も新規の設定で大沢内地内、田5筆、畑2筆、計7筆、面積は18,306㎡の賃貸借です。期間は10年で水利費、工事費は地主負担。賃借料は10aあたり米2.5俵の物納。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号125番も新規の設定で中里地内2筆の田、面積は7,483㎡の賃貸借です。期間は10年で水利費、工事費は地主負担。賃借料は10aあたり米3俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

61ページ、62ページをご覧ください。

受付番号126番も新規の設定で中里地内5筆、宮川地内6筆、田茂木地内2筆、計13筆の田、面積は32,758㎡の賃貸借です。期間は10年で水利費、工事費は地主負担。賃借料は10aあたり米3俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

63ページをお開きください。

受付番号127番も新規の設定で中里地内1筆の田、面積は4,098㎡の賃貸借です。期間は10年で水利費、工事費は地主負担。賃借料は10aあたり米3俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

利用権設定については以上です。

(農地中間管理事業の利用権設定)

事務局
(打越)

67ページをお開きください。
今月の農地中間管理機構を通しての利用権設定は受付番号機構24-19番の1件です。

受付番号機構24-19番は新規の設定で、設定する農地は薄市地内の1筆の畑、面積は420㎡の使用貸借です。期間は25年です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第33号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第33号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第34号

議長
(会長)

次に議案第34号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明（農業経営）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(谷)

70ページをお開きください。「贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明（農業経営）について」贈与税の納税猶予の特例を受けている下記の受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項及び地方税法附則第12条第1項の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求める。なお、証明願いが遅延し提出されたときは、承認時と事情が異なる場合を除き追加し承認するものとする。令和7年1月17日提出中泊町農業委員会会長。

事務局
(谷)

次のページをお開き下さい。継続届出書提出予定一覧表ですが、継続件数が4件ございます。該当者につきましては、全農地を耕作していることを現地及び資料等を基に確認しております。以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第34号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第34号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第35号

議長
(会長)

次に議案第35号「令和7年度中泊町農作業労賃等標準額について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(谷)

72ページをお開き下さい。議案第35号「令和7年度中泊町農作業労賃等標準額について」農作業労賃等標準額について、別紙資料に基づき決定を求める。令和7年1月17日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開きください。
(資料に基づいて、内容説明)

町農作業労賃等標準額につきましては、先般の12月定例会にて事前にご説明したとおりでございます。中泊町賃借料情報につきましては、賃借料を物納支給としている場合は60kg当り15,000円で換算して平均額を算出しております。以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第35号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第35号は原案のとおり決定いたします。

◎報告・協議事項

議長
(会長)

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局
(打越)

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申しあげます。

- 1) 業務予定
- 2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

議長
(会長)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして、令和7年中泊町農業委員会1月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年1月17日

農業委員会
会長

(松坂 龍美)

松坂 龍美

(外崎 満幸)

署名委員

外崎 満幸

(松田 耕司)

署名委員

松田 耕司